市町村議会で議決した意見書等（令和２年９月）

令和2年10月15日現在

No.	市 町 村 名	件名	議決年月日	頁
1	八 幡 平 市	「少人数学級」の実現を求める意見書	R2.9.25	1
2	八 幡 平 市	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書	R2.9.25	2

市町村議会名	意見書の内容
八幡平市	【議決年月日】令和２年９月 25 日 【提　出　先】内閣総理大臣　財務大臣　文部科学大臣 【件　　　名】「少人数学級」の実現を求める意見書 現在、コロナ禍の中で、子どもも学校も多くの不安と心配を抱えており、学校教育現場でも、新型コロナウイルス感染防止対策で、身体的距離の確保が重要となっている。しかし、40 人学級の教室では子供たちの身体的距離がとれず、「密集状態」となっており、これを避けるためには 20 人前後の少人数学級にすることが必要である。もともと学校は一人一人の子どもとじっくり向き合い、悩みに耳を傾け、個別の指導をすることが大切であり、これまでも現場からは、40 人学級ではなく少人数学級実現の要望が強く出されてきた。日本教育学会は以前から 20 人前後の少人数学級が望ましいという見解を示していたが、コロナ禍で十分な教育を保障するためには、教員を 10 万人増やすことと、抜本的な教育予算の増額を提案している。 今年７月３日には、全国知事会・全国市長会・全国町村会は連名で、政府に対し「少人数編成を可能とする教員の確保」を要望している。また、７月 17 日に閣議決定された「骨太方針 2020」では、「少人数によるきめ細かな指導体制の計画的整備の検討を提起する。」としている。 来年度予算編成にあたって、少人数学級に踏み出す予算措置を実現することが、教育関係者の強い要望である。こうした状況を踏まえて、次の措置を講ずることを強く求める。 記 「安心・安全で、ゆきとどいた教育実現につながる小学校、中学校、高校の少人数学級」を速やかに実現するため、必要な措置を講ずること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
八幡平市	【議決年月日】令和２年９月25日 【提　出　先】衆議院議長　参議院議長　内閣総理大臣　内閣官房長官　総務大臣　財務大臣　経済産業大臣　経済再生担当大臣　まち・ひと・しごと創生担当大臣 【件　　　名】新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書 新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、わが国は、戦後最大の経済危機に直面している。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税・地方交付税など一般財源の激減が避けがたくなっている。 地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応はじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想される。 よって、国においては、令和３年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。 記 １　地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。 ２　地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。 ３　令和２年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。 ４　税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。 ５　とりわけ、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹に影響する見直しは、土地・家屋・償却資産を問わず、断じて行わないこと。先の緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものであったが、本来国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。